

国土交通省所管公共事業の 再評価実施要領改定

改善継続について

令和 8 年度 北海道開発局

開催日時	主な論点(委員ご意見)
令和5年度 第1回(R5.5. 25開催) 第2回(R5.6. 22開催)	■社会的割引率4%の適用の妥当性 - 社会的割引率は2%とし、4%と1%で感度分析する考えもある。 - 内部収益率(EIRR)により判断する方法もある。 ■貨幣換算が困難な効果の評価 - 諸外国では、環境対策のコスト等を社会的貢献と考え、利益に上乗せして評価しようとする流れがある。日本もそのような流れに乗るべきではないか
令和6年度 第1回(R6.5. 13開催) 第2回(R6.6. 24開催)	■総合的な評価のあり方(費用便益分析におけるB/Cの位置づけ) - 公共事業評価は、例えば道路事業における防災面の効果など、社会的なニーズが高いにも関わらず、費用便益分析(B/Cの取扱含む)と比べて十分評価できていない効果があるので、引き続き、総合評価のあり方について検討を進めていくことが重要 ■貨幣換算が困難な効果の評価(便益の妥当性) - 社会資本が果たす役割は広範でその全てを貨幣換算化することは困難であるが、多様な効果を定量化することは必要ではないか ■事業費算定のあり方(当初事業費と実態の乖離) - 特に事業費の変動の影響が大きい大規模事業については、事業特性を踏まえ、費用に関するリスクの分析や評価を行うとともに、今後予見されるリスクについて明らかにする
令和7年度 第1回(R7.5. 23開催) 第2回(R7.7. 23開催)	■事業評価における「評価の視点」 - 地域の価値を高めていくという視点を「あるべき姿」に入れて評価できると良い - 再評価時の事業継続に当たって、事業の「改善」という観点からも評価すべき ■総合的な評価のあり方 - 費用便益分析では計れない各課題に対する効果を(◎○△など)メリハリをつけて評価すべき

再評価の実施要領における「評価の視点」について、総合的な評価の実施や事業の透明性の一層の向上の観点から事業内容の変更において施設（事業計画・構造等）の改善の必要性を考慮した事業継続の評価を実施できるよう改定。

＜改善継続事業の対象＞

「コスト縮減や代替案立案の可能性」に加え、国民へのアカウンタビリティの観点から、有識者委員へ事前に議論いただくべき内容として再評価における主たる事業内容の変更が、**事業全体の計画や主たる施設の構造に影響するもので、**

- 「社会的要請」「事業実施環境」の観点で変更される場合や
- 事前調査との現地条件の乖離によって、変更される場合

社会的要請 (社会の価値観の変化など)

- ・上位計画の変更
- ・災害等を踏まえた基準見直し

事業実施環境 (合意形成・地元協議など)

- ・合意形成や地元協議等に伴う変更や新たなニーズへの対応

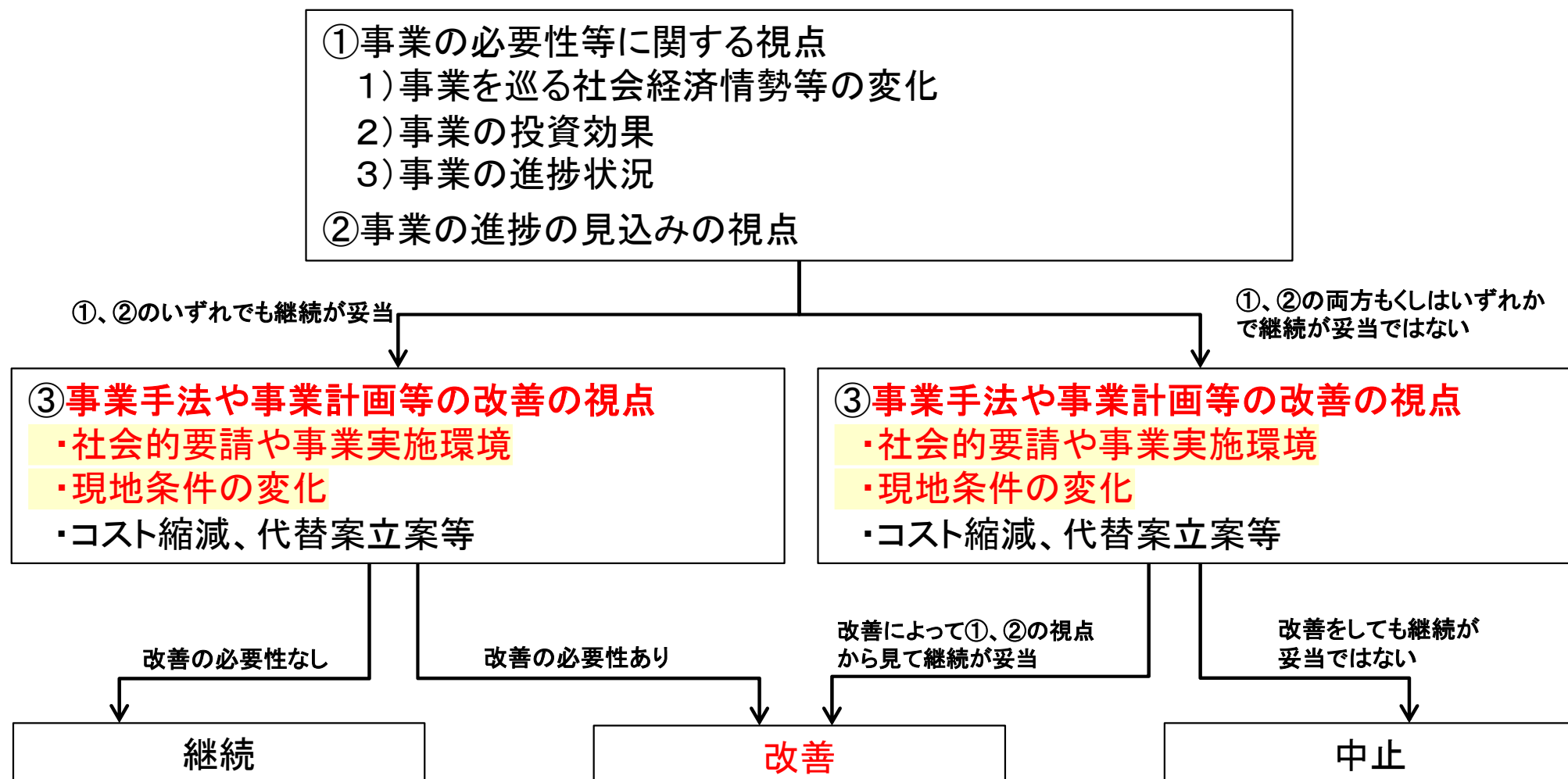
現地条件 (事前調査との乖離など)

- ・現地調査結果を踏まえた変更

改善継続事業

- 社会的要請や現地条件の変化などに基づく視点を新たに設定することで事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを検討。
- 改善を実施することで継続が妥当と判断したものについては、対応方針を「改善」とする。

対応方針又は対応方針(案)決定の考え方 改定の方向性



※総務省における政策評価の実施状況等の国会報告では、令和6年度より政策評価結果の政策への反映状況の選択肢のうち「改善・見直し」を「改善等」に修正されている。